

農地等の利用の最適化の推進に関する指針

令和2年8月6日

桜井市農業委員会

農業委員会等に関する法律（平成26年法律第88号）第7条の規定に基づき、桜井市農業委員会の農地等の利用の最適化の推進に関する指針を下記のとおり変更する。

この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて令和5年（平成35年）を目標として平成29年8月10日に定めた。そして、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うことにしており、今回がその年に該当し見直しを行った。

なお、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」（以下「活動計画」という。）のとおりとする。

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

区 分	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和2年3月)	1096ha	25.5ha	2.3%
目 標 (令和5年4月)	1096ha	19.5ha	1.8%

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積

※2 遊休農地面積は、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）の面積

- ※3 目標設定の考え方：働きかけにより毎年 2ha 解消する(活動計画のとおり)
：全体として毎年 0.1%遊休農地の割合を減少させる

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

○農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による利用状況調査と農地法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。なお、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

○利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

○利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

○利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③非農地判断について

○利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B 分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

④遊休農地対策の PR 活動

○遊休農地解消実証ほ場の設置による PR 活動や、パンフレット配布による周知を行う。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

区 分	管内の耕地面積 (A)	集積面積 (B)	集積の割合 (B/A)
現 状 (令和2年3月)	1070ha	188ha	17.6%
目 標 (令和5年4月)	1070ha	206ha	19.3%

※1 管内の耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積

※2 集積面積は、担い手（認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者）へ利用集積されている農地の総面積

※3 目標設定の考え方：働きかけにより毎年6haを新規集積する（活動計画のとおり）

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

○農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

○農業委員会は、桜井市、農地中間管理機構、農協等と連携し、
(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地
(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地の把握
(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化
を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

○管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、

地域に応じた取り組みを推進する。

④担い手支援活動の推進

○経営規模拡大を志す担い手への農地相談、新たな収益確保に向けた6次産業化などの推進を行う。

⑤農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

○農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て奈良県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

区 分	新規参入者数 (取得面積)
令和元年度までの実績 (令和2年3月)	16 (4.1ha)
目 標 (令和5年4月)	31 (8ha)

※1 目標設定の考え方：活動計画の単年度の新規参入者目標（年5経営体）の積み上げ。

※2 取得面積は、新規参入者が新たに権利取得する面積。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

○奈良県・奈良県農業会議、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

②企業参入の推進について

○農地中間管理機構を活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

③農業委員会のフォローアップ活動について

○新規就農者への声かけを積極的に行い、地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割（見守り活動）を担う。